

第8章 開発行為の許可に当たって付する条件について

開発行為の許可に当たっては、事業内容に応じ、次の「必須条件」及び「案件に応じた条件」が付されるので、開発許可後の事業実施に当たり注意すること。

1 必須条件例

次に掲げる条件に従って開発行為が行われない場合には、この許可を取り消すこと又は復旧に必要な行為等を命ずることがある。

- (1) 森林法施行細則（昭和50年栃木県規則第1号）を守ること。
- (2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (3) 栃木県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (4) 開発行為を完了したときは、遅滞なく栃木県知事に届け出ること。また、栃木県職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく栃木県知事に届け出るほか、栃木県知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (6) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ県知事に届け出ること。
- (7) 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
- (8) 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく県知事に届け出ること。
- (9) 森林の伐採に当たっては、事前に残置森林の林縁木に目印をするなどの方法により、残置森林の境を明示した上で実施し、施行中に残置森林を損傷しないよう十分注意すること。
- (10) えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、栃木県職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないこと。
- (11) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- (12) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保すること。
- (13) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。

- (14) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については定期報告を行うこと。

2 案件に応じた条件例

- (1) ○か月毎に開発行為の施行状況について栃木県知事に報告書を提出すること。
- (2) 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (3) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように、杭打ちを行うこと。
- (4) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- (5) 法面の緑化作業は、○月末までに行うこと。
- (6) 利用後は、○を1ヘクタール当たり○本以上植栽すること。
- (7) 付替道路の設置は、○月末までに完成すること。
- (8) 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。
- (9) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。
- (10) その他